平成２６年（フ）第４６９号
埼玉県蕨市塚越３丁目29番１号
債務者　鹿島　和弘
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目11番４号
債務者　矢澤　和雄
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２１４号
埼玉県入間市東藤沢８丁目40番１号　エリールモリタＡ101
債務者　渡邊さやか
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２１号
埼玉県入間市大字上藤沢362番地８　303
債務者　宮野　恵実（旧姓南崎）
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１８号
埼玉県東松山市大字高坂1915番地36
債務者　石川　信広
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１３２号
神奈川県厚木市山際409番地13　日本フルハーフ株式会社山際寮202
債務者　矢込　佑太
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８１号
静岡県富士市厚原522番地の１
債務者　小野田　事
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６３５号
名古屋市守山区更屋敷４番21号　アーバンポイント守山504号
債務者　堂園　正明
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０号
京都府宮津市字滝馬85番地
債務者　古林　清児
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１６号
兵庫県西脇市野村町1796番地の12の１
債務者　下田　和美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第７６号
香川県高松市牟礼町牟礼2377番地１　シャトレハイツ屋島412
債務者　村上五津美（旧姓櫃田）
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８０号
香川県高松市春日町13番地６
債務者　藤本　　牧（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８１号
香川県高松市庵治町1184番地
債務者　松岡　　剛
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９号
福岡県大牟田市一部町29番地
債務者　宮原　正子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第２０号
福岡県大牟田市新栄町15番地20
債務者　平田　正樹
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１７号
福岡県行橋市泉中央４丁目10番10号　福寿荘１Ｆ２号
債務者　小林　信吾
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
福岡県京都郡みやこ町豊津1135番地　県営住宅のぞみヶ丘団地１―202号
債務者　松田しのぶ
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係